

# 幼児保護と幼児教育

倉 橋 惣 三

子どものあるところ皆教育である。その意味において、幼児に對する一切は皆教育である。たゞ、幼児に對する實際の心の動き出で方は、その實際のいろ／＼に應じていろ／＼である。保護の心が先きに立つこともあり、教育の心が直ぐに動くこともある。

餓えてゐる子には食を、凍えてゐる子には衣を、浮浪の子には家を、先づ何よりも先きに與へねばならぬし、誰の心もそこに動く。當然のことである。その極端な境遇でないとして、幼児として家庭において與へらるべき福祉の平常を缺くものに對して、その最低福祉はどうしても護らなければならぬ。その福祉は、適當の睡眠、適當の娛樂、殊に適當の情味を中心として、物と心との両面において、幼児の生活權といつてもいい、重要なるいろ／＼を含む。それは、先づ必ず充たされなければならぬ。

斯うした保護の必要な幼児の世に多いことは心を痛くする。しかも、この必要を痛感するのと否とは、幼児の生活の實狀如何によるといふよりも、對者の人間感情如何によるとい

ふ方が適切であらう。目を覆うものには何も感ぜられぬ。看過するものには感ずるの違もない。感じて忘れるものには、感ぜざるも同じである。更にまた、情感の情粗によるのほかに、幼児生活に對する社會通念の高低によるところがある。幼児生活に對する社會通念の高い場合には、痛感の水準が高くなる。社會的に捨ておかれ難いこととせられる。その反對の場合は、平然と無關心とに捨て置かれる。

幼児生活に對する社會通念の低かつた場合でも、人間感情の精緻なる人々によつて、憐れみの情ほどばしる篤志の慈善事業が、幼児のために隨處に注がれた。尊崇すべきであり、感謝すべきである。それらの神の如き人々の名は、人間の尊貴なる歴史において忘れることは出来ぬ。必ずしも歴史においてとのみはない、今も現に、われらの間に、幾多の人間寶玉が或はあらはれ、或はかくれて輝いてゐる。

謂はゞ舊い言葉としての慈善事業が、現代の社會事業として、幼児生活の保護の任にあたることとなつたのは、素より人間の情感が粗鈍になつたからではない。幼児生活の高められたる社會通念の中に、篤志が篤志としての狭さを、ならし

ひろげられたに他ならない。社會のすべてが篤志家になつたといふではないとして、篤志によつてのみ幼児生活が着目せられるものでなくなつたのである。篤志を俟つてのみ初めて行はれる特殊の聖業としてよりも、社會的當然の「問題」として、通念的に普遍化せられたのである。但し、ひろげられたのは通念そのものであつて、實際的に具體的には、貴い篤志が、恐らく前と同じ狭い稀な存在として、幼児のひとり／＼を抱きあげてゐるのである。

篤志事業としてにせよ、社會事業としてにせよ、幼児生活の保護は、残りなく行き届かなければならぬ。殊に今日の我が國において、それは或は特殊の問題でなくなつてゐるかも知れない。すべてその幼児生活がその當然の在り方を奪はれてゐると言つていゝかも知れない。この時、幼児生活の全體が保護の對象として置かれる必要があるとさへ感ぜられる。少くとも、幼児に對する總べての考慮と施設とは、常に保護の心を用意してゐなければならぬのである。この用意を缺く時、如何なる美しく高き心からせられるにしても、幼児生活の現實に即し得ないであらう。

## 二

幼児生活に對する保護の心は斯くも大切である。またその必要は切實である。

しかも、子どものあるところ必ず教育がなければならぬ。保護を棄て、教育はあり得ない。と同時に、教育なしに保護を完ふせられない。保護はその急務に對する處置である。教

育は、幼児生活そのものに對する原則である。處置を怠つてはならぬと共に、處置に止まつて原則を忘れてはならぬ。

時とすると、保護と教育とが相對立しないまでも別々のものとして並べ講ぜられたりすることを聞く。甚しきは、どちらが重要な比較が試みられたりすることさへあるが、素より比較せらるべきものでなく、始めから並べ論ぜらるべきものではない。實際の場合々々に對して、その急務が原則に先立つたり、共在したり、時には原則が原則として需められたりする相違があるだけである。その相違のおもてによつて、保護事業と教育事業とが見たところ分けられただけである。が、それは、名づけ分けたとしても、實において、教育事業でない保護事業はない。その點において、どこまでも、いつでも、教育の原則性を一貫せしめて、その一貫常在の原則の下に、適正なる保護を全からしめらが正しいであらう。端前にいへば、幼児に對する施設は一本の教育事業とするのである。あたかも學齡後の兒童に對する施設が一本の教育事業であるのに等しく。

但しその場合、教育事業の狭い名にとらはれて、保護の必要に不適當な施設及び方法であつてならないことは、繰りかへし言ふまでもない。従つて、國民學校の如しといふも、その保護の周到さにおいて、種々異つた懇切が行はれるために、決して劃一的であり得ないであらうし、劃一的でないのがおのづからであらう。たゞ、如何なる場合でも「特殊」でないこと、特殊國民學校がないのと同じでなければならぬ。

い。この意味は、それ／＼の特異がないといふのではなく、どの特異をも、一本の教育事業たることにおいて、特殊視せぬといふことである。一本の教育事業として、その内にいろいろのヴァライティーがあればいいのである。殊に、その如何なるヴァライティーにあつても、幼児教育の眞義が捕捉せられる限り、教育は充分に發揮せられ得る。幼児教育の眞義はいふまでもなく生活教育である。生活の間に、生活によつて行はれる教育である。保護はいつでも生活を對象とし内容とする。その保護の間に、教育の機會はたえず存在する。或は、教育が教育として教育らしく行はれる時よりも、幼児教育の眞義が、よりよく實現せられ得るかも知れない位である。教育が教育として教育らしく行はれる時には、却て幼児教育の眞義が失はれることがないでもない。それに比して、保護の懇切には、與ふるものとしては人間教育の最も濃密な機會が、受くるものとしては生活訓練の最も自然な機會が、共に具有されてゐる。それだけで既に立派な幼児教育である。加ふるに、幼児教育の各種の方法が行はれ得るのである。

### 三

一貫の教育性とはいひながら、その行はれ方の各様の他に、幼児の年齢によつて、その教育の濃度に差あるは當然である。それを年齢に準じて割然と段階づけることはむづかしいが、假りに、満三歳四歳のあたりを境界として、その以下は、その以上が教育可能の濃厚なるに比して、未だ稀薄であることを免れない。勿論、稀薄であると無では決してない。乳兒

さへも教育可能の對象である。満三歳以下と雖も一本の教育事業の中に包含せられ得る。しかし、假りに（と前にもいつた如く）そこを境界として、その以下は暫く保護事業として、その懇切を期してよく、またその必要があるでもあらう。すなはち、一本の教育事業として徹するのは、その境界線以上を可とするであらう。従つて、これを行政所管の問題としては、教育事業が文部省の所管たるべきは勿論として、乳幼児保護の年齢に屬する部分は、他省の所管たるを適正とするでもあらう。たゞ、苟も教育事業たる以上は二元的でなく一元的であることを必然とするのである。

さて、斯く自明の理の前に當然のことが二元二本に分れ、時としては對立視せられたりすることさへあつたのは何の故によるか。その理由、——理由にもならない來歴は、幼稚園と保育所とが時を異にして別に起つたからに過ぎない。しかも、幼稚園があるところへ更に、それとは別のものとして保育所の起つたのは何故か。こゝには舊來の幼稚園が反省しなければならぬ理由——理由といふよりは實際があつた。一言にしていへば、幼稚園の名において行はれた施設が、後に保育所の名において行はれた施設の職能を果してゐなかつたからである。その理由はまたどういふところにあつたか。それはいろいろの方面から説明せられるし、説明せられなければならないまい。しかも、その一大理由として、幼稚園そのものが責はなければならぬ理由は、幼稚園令そのものにあつたかも知れない。少くも、その施設の保護的方面について、明かに

し、強調するところが足りなかつたといへる。この點において幼児保育施設における保護と教育との融合性を明示する、論旨の上に明示するのみでなく、實際の上に指示されることゝが、極めて必要なこととなるのである。その爲には施設普及のために所謂「簡易幼稚園」の案も亦考慮せられてゐるであらう。しかし、保護の均等性のために、幼稚園の「簡易化」が便利であるとして、それだけで、直に保護の實が擧がることもいへまい。保護はそれ自身積極的な多くの條項を要求するからである。教育性を簡にしたゞけで、保護性が完ふせられるものではないし、ことによつたら、どつちでもない稀薄極まる施設に終らぬとも限らぬ。但し、この論義は、所謂簡易幼稚園の實質の如何によることであるが、必ずしも簡易な問題ではないであらう。今日の幼稚園令中、幼稚園施設の普及を妨げてゐる點がありとすれば除去せられる必要があると共に、今日の幼稚園令中保護の面で缺けてゐるところは、補ひ加へられなければならぬのである。況して、教育性を考へない、少くも極めて輕視しての保育施設の標準だけで満足せられ得ない點もあるであらう。一言にしていへば、幼稚園の保育所化といふ簡單な表現では決して盡せるものでない。それは保育所の幼稚園化（舊來の意味での）が適切な表現でないと同じである。要は新しい構想における、といふよりも、本來の意義に立つ幼児保育施設の必要があるのである。幼稚園令改正といふ意味は、このほかの何ものでもなく。

曰く教育施設、曰く社會保護施設。それはこつちの心事で

ある。心の促さるゝに別はあつても、對象は一つの幼児である。その幼児の生活を護ることなくしてその教育はない。その教育なくして生活の護りは完ふせられない。

といつて、特に社會的に保護する必要のない境遇の子、つまり、保護の面はその子の家庭で一應受けもつてゐる場合、そして、その家庭がその愛兒の教育の面で、幼児教育（専門家の助けを借りたいといふ時、そこに、特に幼児教育の社會的施設があらいたいの言ふまでもない、その時、純教育的な保育施設ともいふべきものが存在する譯であつて、家庭の教育への要求が高くなり、又、幼児教育の専門的水準が高くなればなるほど、かうしたことは多くなるに相違ない。また、それを希望せられることもある。

が、これを以て、幼児教育の社會的任務が了つたことと考へるのではない。そんなことを考へては決してならない。幼児教育は、日本のすべての幼児に普及しなければならぬ。特に、その最高水準の幼児教育が、さうした幸福な境遇の幼児にのみ獨占せられるやうなことがあつてはならない。世に教育といふことほど、社會の一部に占有せられていゝといふものはない。こゝに、幼児の保護と教育とが一つのものだといふよりも一つのものとして行はれ、研究せられ、完成せられなければならぬといふ、幼児保育の理想が掲げられるのである。教育を教育として、それだけでするのは、その保育理想からいへば、簡易なことゝさへ言はれるかも知れない位である。保護を保護として、それだけで終るのと同じやうに。